

人材育成推進管理者及び人材育成推進主任の設置等に関する要綱

平成16年9月1日
16川総人第578号

(目的及び設置)

第1条 川崎市人材育成基本方針に基づき、職員（市長事務部局の職員以外の職員を含む。以下同じ。）の人材育成を推進するため、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局その他必要と認める部局（以下「局等」という。）に人材育成推進管理者（以下「推進管理者」という。）及び人材育成推進主任（以下「推進主任」という。）を置く。

(推進管理者)

第2条 推進管理者は、局等の人事担当課長（これに相当する職を含む。）をもって充てる。

2 推進管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 局等における人材育成及び職員の能力開発に関すること。
- (2) 人材育成の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他人材育成の推進に関すること。

(推進主任)

第3条 推進主任は、局等の人事担当課の係長（これに相当する職を含む。）のうちから、当該局等の推進管理者が指名する者をもって充てる。

2 推進主任は、当該局等の推進管理者の職務を補佐するものとする。

(連絡会)

第4条 総務企画局長は、全庁的な人材育成の推進に必要な協議及び調整を行うとともに、推進管理者相互の情報交換等を行うため、各局等の推進管理者を構成員とする連絡会を設けるものとする。

2 前項の連絡会の庶務は、総務企画局人事部人材育成課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進管理者等に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。